

「全分」の意味・用法について

原 卓 志

目次

はじめに

- 一、中国における「全分」
 - 二、日本における「全分」
 - 三、「證分」について
- むすび

はじめに

国語における漢語受容の歴史を考察する上で、検討されなければならない課題として次のような問題が取り上げられる。

先ず、中国において当該漢語がどのような意味で使用されていたのか。又、その漢語が漢籍中心に用いられているのか、仏典中心に用いられているのか。或いは、中国においてその漢語が、文章語的な性格を有するのか、口頭語的な性格を有するのかという問題を明らかにしなければならない。この問題は、漢語の出自と性格によつて、その後の日本に

「全分」の意味・用法について

おける使用実態に大きな影響を与えると考えられるために重要である。第二に、日本において使用される当該漢語の意味・用法が、中国における意味・用法と同様であるのか、又は、意味・用法に変化が見られるのか。変化が見られるとすれば、それはいつ頃のことなのかという問題がある。この問題に関しては、意味変化・用法変化の理由をも考慮しなくてはならない。第三に、同義・類義の和語・漢語を含めた語彙の中で、当該漢語の占める位置というものを明らかにしていかねければならない。

これらを総合的に考察して、日本における漢語の受容という問題を明らかにしていく必要がある。しかし、現段階は、多くの漢語の意味・用法の変化を総合的に考察していくような状態ではなく、個々の漢語について、意味・用法を検討しつつ、その使用実態を明らかにしていく段階であるように思われる。

右のような考えに従って、国語における漢語副詞について考究することを大きな目標としたいが、本稿ではその一段階として、漢語「全分」を取り上げて、中国における意味を検討した後、日本における使用実態の把握につとめたいと思う。

一、中国における「全分」

中国古典の内、漢籍では「全分」という言葉が使われることは殆どなかったようである。僅かに次の例を見出したに過ぎない。

○小雨晨光内、初來葉上聞。

霧交纒灑_レ地、風折旋隨_レ雲。

暫起柴荆色、輕霑鳥獸群。

麝香山一半、亭午未_ニ全分_一。

(杜甫・晨雨)

○爾乃、曝_レ林崖、出_レ泉洞。

遲日徐轉、和風緩送。

稍變_レ廻鸞、全分_レ舞鳳。

戲蝶時遶、嬌鶯欲_レ弄。

(張何・蜀江春日文君濯錦賦)

これらの例は、「すべて分ける」という意味であり、動詞として使用されるものである。

これに対して、仏典では多くの文献に「全分」の使用例が見られ、意味も漢籍とは異なっている。

①經部諸師作_レ如是說。隨_レ所期限_レ支具不具及全分_レ一分皆得_レ不律儀。(阿毘達磨俱舍論卷第十五・79上)

②經部諸師作_レ如是說。隨_レ造惡人心所期限_レ。或具_レ七支。或不_レ具_レ七。就_レ一支中_レ。或於_レ境全分_レ。或於_レ境一分_レ。皆得_レ不律儀。(俱舍論記卷第十五・234中)

③此明_レ學心得_レ四心也。初入_レ見道得_レ於學心。以_レ無漏道離_レ欲染_レ時。得_レ二化心。離_レ色染_レ時得_レ無色善_レ。若離_レ二界染_レ者通_レ其全分_レ。(俱舍論疏卷第七・582下)

④離欲界欲者。謂由伏對治力。或少分離欲或全分離欲。(大乘阿毘達磨雜集論卷第八・730中)

⑤十二少分苦苦所攝。一切支中有_レ苦受_レ故。十二全分行苦所攝。諸有漏法皆行苦故。(成唯識論卷第八・44中)

⑥何等一分攝。謂所有法蘊界處所攝但攝一分非餘。應知一分攝。何等具分攝。謂所有法蘊界處所攝。能攝全分。應知具分攝。(大乘阿毘達磨集論卷第三・673上)

⑦述曰。第二釋妨。三劫分齊・成・滿位故。無漏觀心初起・無間・圓滿別故。現起三障多分・少分・全分無故。

(成唯識論述記卷第十末・590中)

⑧全分及一分者。謂取一分事及遍滿事。始終一取境中總遍緣名全分。緣一分事名一分。(瑜伽論記卷第一下・333中)

⑨景云。初小分多分全分離十惡行爲三十善。於上中下惡行中唯離下品名小分。若離下中二品名爲多分。若具離三品

「全分」の意味・用法について

名全分。(瑜伽論記卷第十四上・618上)

⑩細准而言。有自他共。全分一分。有體無體。思之可悉。恐繁不述。(因明入正理論疏卷下・135上)

⑪又云如一業各有十種。謂一自作。二教他。三慶慰。四隨喜。五少分。六多分。七全分。八少時。九長時。十盡壽。故爲百業。(金光明最勝王經疏卷第六・337下)

⑫三德離九三智亦爾。是故三德與三般若及諸三法。皆同一體而立異名。悉是法界之全分也。故今三字亦喻三智。

(金光明經玄義拾遺記卷第二・22上)

⑬疏。後三以分爲位等者。不以五道而彰位名。但以修等少分多分全分不同三位也。

(成唯識論演秘卷第七本・958下)

⑭謂十業道中各有自作・教他・讚勵・慶慰・少分・多分・全分・少時・多時・及與盡壽。

(妙法蓮華經玄贊卷第五末・746上)

⑮損減有二。一全分。總撥一切因果法。二一分。或執外謗內。或執小誇大。非撥一切都無有也。全分邪見若起即失戒。總撥因果即退菩提。故若發言謗唯得性罪。無戒可犯不名犯戒。(菩薩戒本疏卷上・669上)

⑯四分二戒長短並通全分。皆得接俗之教。(四分律行事鈔資持記卷上一上・166上)

⑰壇中所有妙寶拂。是即表於勝道智。壇中全分瓔珞者。即表全斷諸煩惱。(一切秘密最上名義大教王儀軌卷下・540上)

⑱又此法者爲得道利全分因緣。是故復名眞善知識。如昔阿難白佛言。世尊。善知識者。於得道利作半因緣。佛言。不也。善知識者。即是得道全分因緣。阿難當知。(付法藏因緣傳卷第六・322上)

仏典における「全分」は、漢訳仏典から仏典注釈書まで広い範囲の文献に見られる。そして、多くの場合「二分」「小(少分)」「多分」という言葉と共に用いられており、「部分」に対する「全体」の意味、或いは「すべてのもの」の意味で用いられていることが理解される。又、⑰⑱の例のように、名詞を修飾して「すべての……」の意味に用いられるものも

ある。

漢籍と仏典ではこのように「全分」の意味・用法において大きな違いが見られる。漢籍では「分」が「分ける」意味の動詞であるのに対して、仏典では「分」が「一部分」の意味の名詞として使用されるのである。そして、その全体を指し示す意味で「全分」という言葉が用いられたことがわかる。すなわち、仏典における「全分」は、「すべての分」という意味を原義として抽出することができる。そして、そこから「全体・全部」「すべての……」のような意味が派生したと考えられる。

二、日本における「全分」

平安時代、「全分」という言葉は諸種の文献に広く見ることができず、使用される場面は限定されていたようである。管見に入った例は、仏教教学の中で用いられたと思われるものであり、中国仏典の意味を継承したものである。

○故言百福（……沼云……又如一一業各有十種。一自作。二教他。三慶慰。四隨喜。五少分。六多分。七全分。八少時。九長時。十盡壽。故爲百業。具如彼也。）（金光明最勝王經玄樞卷第十・710下）

○問。二乘之人斷根障無知得非擇滅耶。解云。勝緣究竟永闕之位方得非擇。二乘之人唯斷小分未斷全分。是故不得。唯佛世尊究竟斷盡。故得非擇。（法苑義鏡卷第四・25中）

右に掲げた例のごとく、中国仏典に見られたのと同様に、「小（少）分」「多分」等とともに使用されている。又、「すべてのもの」、「部分」に対する「全体」の意味の名詞として使用されている。第一例目の「金光明最勝王經玄樞」の例は、「沼云」とあることから慧沼の「金光明最勝王經疏」（先掲⑩例）の引用であることがわかる。慧沼の「疏」の引用による「全分」の例は、明一の「金光明最勝王經註釈卷第十」にも見られる。又、真興の「唯識義私記」には窺基の「成唯識論述記」等の引用によると思われる「全分」の例がある。

このように、平安時代の仏書に見られる「全分」には、中国の仏典・仏典注釈書から引用した「全分」の例が多く存在している。このことは、仏教教理を究めるために参考にし、研究した仏典・仏典注釈書から、平安時代の学僧の間に「全分」という語が広がっていったことを推察させる。この時代の公家日記や古文書には、平安時代末まで「全分」の用例が見られないことからして、「全分」は中国より仏典・仏典注釈書中の言葉として日本に伝えられたものであり、平安時代には専ら仏教語としての専門用語的な性格を有していたと考えられる。

古文書に「全分」の例が見られるのは、十一世紀に入ってからである。管見に入ったもので最も古い例を次に掲げる。

○件庄云田云畠、俱是本寺所領也。然至于畠者、國家不令知之、至于田者、収公及全分、

(平安遺文〈九五四〉近江国愛智莊司等解・康平三年)

意味は、仏典におけるものと同じであり、「すべてのもの」の意である。

院政期以降も、仏典に見られた「全分」を継承したと思われる例が、仏教関係の文献に見られる。

○今以之合法以生死苦報爲海、以五篇七聚戒諭浮囊、以煩惱結使諭羅刹女、以全分浮囊与鬼女如破四重根本戒、与半分如破十三僧殘戒、乃与女手許如破突吉羅罪、設雖小戒破之能沈生死海、(本覚讚釈)

○此ノ理趣経ハ、大般若ノ理趣分ト申ラハ、眞言師ハトカムル事ナレトモ、文言全分相ヒ似タリ、スヘテ顯經ノ密藏分ラサシテ眞言教ト云事ハ常ノ事也、……灌頂寶冠ナニカシナント云テ、文句、全分理趣分ニアマリ似タルトキニ、理趣分ノ疏ヲ披テ見タリシカハ其モ大旨只同シ躰也、(光言句義釈聴集記・上394〜400)

○此諸品中分爲三段。初之一品即当三分。現相品下是正宗分。流通有無諸釈不同。惑経来不_レ尽。或後之二偈。或惣無_二流通_一。或第九会文殊出閣下末会全分以爲_二流通_一。(華嚴法界義鏡卷下)

「本覚讚釈」は、源信作と伝えられるものであるが、平安時代末から鎌倉時代初期の成立とみて、ここに掲げた。「全分」の浮囊をもつて鬼女に与える」という文脈で使用されており、名詞を修飾した「すべての……」の意味の「全分」であ

ると解釈される。「光言句義釈聴集記」の二例は、「文言の全分は」「文句の全分は」という解釈を施せば「すべてのもの」の意味の「全分」の例と見られるが、なお、「ことごとく相ひ似たり」「ことごとく似たる」のようにも解釈することができる、副詞的に使用された「全分」の例とも見ることが出来る。「華嚴法界義鏡」の例は、「未会の全分を以て」という文脈で、「すべてのもの」の意味の名詞の例と考えられる。「すべての……」という意味の名詞を修飾する「全分」、「すべてのもの」の意味の名詞の「全分」は中国の仏典にも見られるものであるが、「光言句義釈聴集記」の例が副詞的なものであるとすれば、このような「全分」の用法は日本独自のものであり、中世に入つて新たに生じたものであると見ることが出来る。

公家日記・古文書に使用された「全分」の例を調査すると、「すべてのもの」の意味で名詞として使用される例は、次の例を見出し得たのみである。

○素意盍奉悉地、捧其全分、奉祈 禪定法皇、蓬來殿上、日月之影鎮遲、功德林中、霧露之氣長齋、

(平安遺文△二〇五九) 藤原清衡立願文案・天治三年)

これに対して、副詞的に使用された「全分」の例は次のように多く見られる。

○御修理更無不日之功、此条爲朝家不便、爲台嶺無益、仍今度山務之詮一國止口入、全分被修理、觀嚴可用其雜掌之由、存固候也、(鎌倉遺文△四三七二) 尊性法親王書狀・貞永元年)

○上乘院御所之御氣色之趣、全分符合于愚意候、返々忝候、(鎌倉遺文△七五九八) 湛空書狀案・建長五年)

○拜堂之時、酒肴等全分略之、(鎌倉遺文△一四二六四) 東寺凡僧別当拜堂用途注文・弘安四年)

○行隆云、…二者、南都僧徒等申請、大和國、如元、全分被付、寺者、金堂、并築垣等、試可相勵之由所申也、可被裁許哉否、如何、(玉葉・治承五年三月二十一日)

○宗頼朝臣申、制符之内、放免裝束、余分可停止風流之由、誤而書下了、(玉葉・建久二年四月九日・国書刊行会

「全分」の意味・用法について

刊の本文では「余分」に作るが、陽明文庫本・広橋家旧蔵本では「全分」に作る⁽²⁾

○又諸國市酒、全分可_レ停止_二之由_一云。(吾妻鏡・建長四年九月三十日)

○如何體風情にても可_レ出來者、隨計承可有沙汰候、如何候へき、全分_レ闍理非、武家不計申之外、被略勅使、被止御幸など體二被仰之段者、(園太曆・貞和元年七月二十三日)

○凡卅年不知行之在所雖小分先到來可謂天與乎、千秋万歳祝著全分相續而可納所者也、

(実隆公記・長享三年二月十日)

右に掲げた例に見られる「全分」は、連用修飾語として使用されており、その意味は「ことごとく」「すべて」と解釈される。これらは先の「光言句義釈聴集記」の二例が副詞的なものであるとすれば、それに通ずるものである。更に、下に打ち消し表現を伴って「まったく」の意味の陳述副詞として使用されるものがある。

○但_レ今生ハサテアリナム、浄土ニテ知ラムト云モアマリ事也、サレハ全分知ラサラムモワルシ、タ_レヨキホトニ知ヘキ也、(光言句義釈聴集記・上68)

○諸法ハカリニテ空ナリト云_レ聞テ全分无キコサンナレト云ハ是_レ損減誇ナリ、(光言句義釈聴集記・下146)

○年來ハ、或ハ俱舎の學文といひ、或いとまなく候て、未終功候、探玄記一部ハ既に功終候了、又演義抄廿餘卷・大疏少々料簡了、刊定記・貞元疏等、全分未懸手候、五教章等ノ別章ハ年來相傳仕て候也、

(鎌倉遺文へ二五八〇)僧成辨_{高辨}書状・元久二年)

○仁治二年六月廿七日、粉川寺僧徒〇(數十人)帶兵具、引率百姓、名手庄行向一二之井口、落兩井并打破樋穿溝、全分不令通用水、(鎌倉遺文へ五九一二)金剛峯寺衆徒陳状土代・仁治二年)

○當宮御炎上之時、去年差下府使、加實檢候之後、社家全分無被相觸旨候之間、造營之次第、未承及候、

(鎌倉遺文へ九七九〇)平井為文請文案・文永四年)

○且兩度御請文分明之上者、國司定無緩怠之儀候歟之由、被思食之處、全分于今無沙汰之由、社家令申候、事實候者、不便事候、(鎌倉遺文〈一一一九四〉龜山天皇綸旨・文永十年)

○於近年者、大略依爲毎年之炎旱、雖無本式之分、以預所御得分之内、令究濟之間、都以無未進之處、於去年者、預所御得分全分無上者、依無可沙汰入之方、頻所歎申入也、

(鎌倉遺文〈一三〇五九〉大和窪莊百姓等申状・弘安元年)

○次於去年分者、得氏女之語、宮馬場大進殿被押領候間、始中終、全分不遂取納候、

(鎌倉遺文〈二〇一七六〉春日權神主經清請文案・正安元年)

○又近木郷地頭方御年貢内、三昧分大般若料七石二斗并麥等、雖被支配、去々年者、最少分下行、去年者全分無下
行、

(鎌倉遺文〈二三二一四〉紀伊天野社三昧申状事書案・徳治三年)

○兩年条、其咎不輕處、剩至去年分者五十餘貫進納外、全分不致其弁上者、早任被定置法、欲被處御下知違背罪科、

(鎌倉遺文〈二四五六一〉東大寺学侶等申状土代・応長二年)

○寂琳房、尊淨房などハ、全分一度も不音信候、自是も無指事候間、一向不申候、

(鎌倉遺文〈二六五一八〉益性法親王書状・文保二年)

○近年所濟代錢三十貫文、但文永七年以來寄事於蒙古人、全分無所濟、而弘安三年十五貫文濟之、近年一向無之、

(鎌倉遺文〈二九〇六九〉最勝光院莊園目錄案・正中二年)

○未進の御事うけ給候了、せめいたし候てまいり候ハんと、かまへこといたし候へとも、せんぶんかうこならす候間、いまゝてせめいたしゑす候事、なげき存候、(鎌倉遺文〈三三二〇三四〉ゆしやう書状・正慶二年)

○此間依遠國候、全分不得便宜候て不申入候之條、殊以背本意候、

(南北朝遺文九州篇〈二五八八〉琳豪書状・貞和五年)

○頼方下向、全分不辨東西之物候、未練之至雖心苦候、以舊好參申候歟、

(南北朝遺文九州篇〈四五五〇〉藤原頭方書狀・正平十九年)

○水中車馬令通者、雖無浮橋可有御出、但全分無沙汰不可然、近邊用意浮橋具可候之由有仰、

(勤仲記・建治二年七月二十日)

○卯剋許日吉神輿〔十禪師、八王師、客人宮〕并祇園京極寺赤山等奉振、内裏門々守護武士全分無人、仍任意奉振、

(勤仲記・弘安六年正月六日)

○勅書云、：御參上者、何可及子細候哉、然而近日南都形勢、全分不及是非之分別候歟、

(園太曆・康永三年十二月二十六日)

○傳聞、吉野悉没落、全分無人、矢倉少々相殘、懸火之處、件餘焰移藏王堂、悉成灰燼云々、

(園太曆・貞和四年二月三日)

○忿可有渡御勸修寺亭處。彼在所以外荒廢。剩簾敷設等全分無之式也。(滿濟准后日記・応永二十三年七月五日)

○已道場周備之由頼全參申間、予着淨衣入道場了。然壇上供物全分不及辨備。以外無沙汰體也。

(滿濟准后日記・永享二年正月一日)

○此間密々藤中納言入道〔割書略〕永宣〔割書略〕等自閉路參入奉仕御裝束事、〔裝束師不堪其事之時每度例也、但聊其人可介酌之處全分無其儀、不可然歟〕(実隆公記・長享二年五月十五日)

この他に、名詞を修飾して「まったくの……」の意味で使用されるものに次のような例がある。

○或一向無骨之僧俗、集居張行無益之戲笑、或全分下輩之同類、寄合狼催高聲之亂舞、傍若無人之至、

(南北朝遺文中国四国篇〈二七二二〉鰐淵寺大衆條々連署起請文案・正平十年)

○續内辨作法も何も無正體候、公事陵遲、言語道斷候、奉行職事等全分未練不可説事候、未代至極候、

(園太曆・貞和二年正月二日)

○可爲全分稽古之儀上者、不可妨候哉、子細歟候ハシとハ存候ハねとも、若強傍難なともやと存候間申候也、

(園太曆・延文四年四月五日)

○經供養表白草遣廬山寺了、全分草案不可説物也、(実隆公記・長享二年五月十九日)

以上のような、公家日記・古文書に見られる「全分」の用例数を用法・意味別に時代順に分類すると、次の表のようになる。なお表中の明月記・古文書で括弧を付したものは「詮分」と表記されたものである。これらを「全分」の例とする。

時代	連体修飾	連用修飾	
		ことごとく	陳述副詞
一一〇〇		玉葉 2	
一二五〇		(明月記) 3	(明月記) 1
		(古文書) 3	古文書 2
一三〇〇		吾妻鏡 1	勤仲記 3
		古文書 3	古文書 8
一三五〇	園太曆 1	園太曆 1	園太曆 12
	園太曆 1	園太曆 1	園太曆 14
一四〇〇			古文書 5
	古文書 1		古文書 2
一四五〇			満濟准后日記 3
	実隆公記 1	実隆公記 1	実隆公記 1

「全分」の意味・用法について

して扱うことについては次節で述べる。

見出し得た「全分」の用例数が限られていることから、詳細についてはなお慎重を要するが、以下にはこの表から考えられることを述べてみたい。まず、連用修飾語として用いられる「全分」のうち、「ことごとく」の意味で使用されるものは、十二世紀末の「玉葉」から見られるのに対し、打ち消し表現を伴って陳述副詞として使用されるものは、これにやや遅れて十三世紀初頭から見られる。この間の時間的な差異が小さいため、その先後関係を論ずることは困難ではあるが、「玉葉」に見られる「全分」の二例が総て「ことごとく」の意味であるのに対し、「明月記」では四例のうち三例が「ことごとく」の意味、一例が陳述副詞であり、「勸仲記」では三例が総て陳述副詞であること。又、全体として十三世紀前半では「ことごとく」の意味の「全分」の例がやや多いが、十三世紀後半以降は陳述副詞の例が多くなっていることから、「ことごとく」の意味の副詞用法が先に生じ、その後陳述副詞の用法が生じたと考えることが穏当であろう。そして、十三世紀後半より陳述副詞としての用法がより優勢になっていったとすることができる。

連体修飾語として使用される「全分」は、既に中国の仏典にも見られたが、公家日記・古文書においては十三世紀にその例を見ず、十四世紀に入って見られるようになる。これは、中国の仏典に見られる「全分」が、「すべての……」の意味であったのに対し、公家日記・古文書では「まったくの……」という意味に解釈されるというところ起因しているように思われる。すなわち、公家日記・古文書における連体修飾語としての「全分」は、中国仏典の意味・用法をそのまま受け継いだものではなく、おそらく副詞として変化した「全分」からあらためて派生したものではないかと推測されるのである。

なお、「全分」の意味・用法の変化がなぜこの時期に起こったのかという問題についても考察を深める必要があるが、これについては同義・類義の副詞を視野に入れて、総合的に検討しなければならない。類義の和語副詞「全く」との関係が注目されるが、本稿ではひとまず事実の指摘だけに止めて、この問題については別の機会にあらためて論ずること

にしたい。

ところで、院政期以降「全分」が副詞として使用されるようになり、公家日記・古文書にその例が見られるようになるが、それにしても公家日記に使用されることは少なく、僅かに「玉葉」「明月記」「勤仲記」そして南北朝期以降の「園大曆」等に見られるだけである。院政期以降の調査し得たその他の公家日記（宸記を含めた、中右記・殿曆・永昌記・江記・長秋記・兵範記・平知信朝臣記・台記・山槐記・吉記・三長記・猪熊関白記・玉藥・後鳥羽院宸記・順徳院宸記・岡屋関白記・平戸記・妙槐記・後深草天皇御記・吉統記・伏見天皇宸記・冬平公記・後宇多院御記・後伏見天皇御記・花園天皇宸記・匡遠記・後小松院宸記・康富記・建内記・後法興院記）には見られないのである。むしろ、「全分」は公家日記には使用されにくい言葉であつたとすら言えそうである。そこで次に、平安遺文・鎌倉遺文・南北朝遺文所収の古文書に見られた「全分」について、どのような文書に使用されるのか、文書の記主を中心に検討してみたいと思う。次に掲げる表は、各遺文所収の文書を記主別に分類し、その文書番号を記したものである。

「全分」の用いられた文書総数三三三通のうち、二四通（七二・八％）が僧侶のものであることがわかる。又、寺院の下に神宮が置かれ、百姓等の教育に僧侶が大きく関係していたというこの時代の状況を加味するならば、二八通（八四・八％）について、僧侶と「全分」との関係を見ることができるといえる。その他の文書のうち、平安遺文（二〇五九）は、先掲のように藤原清衡の願文であるが、この願文を草したのは藤原敦光である。このことからすれば、貴族の文書に分類するべきかもしれないが、願文という内容からすれば、なお仏教との関係を絶ちがたい。又、鎌倉遺文（二七六三）は「某書状札紙書」というもので記主がはつきりしないが、その端裏に「一心房僧都御房」とあることから、僧侶との関係をうかがわせるものである。すなわち、「全分」の用いられた文書の八割強について、僧侶又は仏教との関係を指摘しうるのである。このような記主の偏りから、仏教用語として日本にもたらされた「全分」は、その後、意味・用法を変化させながらも、鎌倉時代にはなお一部の例外を除いて僧侶達を中心に用いられた言葉であつたことが推測される。

記主	文書番号	計
僧	平九五四 鎌七〇八一・四三七二・七五九八・一四二六四・二七三二・一五八〇・五九一 二・一一四五七・一五六五〇・一六〇四二・二〇三一・二一五八五・二四五六一・二 五七〇八・二六〇九三・二六五一八・二六七八六・二九〇六九・三〇一四五・三一八三 六・三二〇三四 南九 二五八八 南中四 一九五三	24通
神官	鎌九七九〇・二〇一七六・二三三二四	3通
百姓	鎌一三〇五九	1通
その他	貴族 鎌一一一九四 南九四五五〇 武家 平二〇五九 鎌一八八三三 某 鎌二七六六三	5通

三、「詮分」について

「明月記」には次のような「詮分」という言葉が四例見られる。

○藏人康光戀歌三首可詠進由傳仰、即持來硯紙、〔割書略〕…近臣恩免之輩只範朝卿、範基朝臣、〔割書略〕知長〔割書略〕爲家四人、指名被仰之外、詮分被止他人云々、〔建保元年二月五日〕

○今月入御諸司用途詮分闕如之間、馮國務名字進成功乎由被尋求、〔安貞元年閏三月二十日〕

○近年神宮事詮分無御成敗云々、可恐事歟、〔安貞元年十一月十六日〕

○諸御修法等明後日可延引、用途詮分闕如事等有沙汰、〔寛喜三年二月十一日〕

誤写・誤字の可能性も否定できないが、四例もあることや、次のように古文書・「園太暦」にも「詮分」の例が見られる

ことからすれば、単純な誤写・誤字とはなしがたい。

○一 鞆田庄二斗四升御預本斗分詮分无足

一 歡喜光院七升本斗定詮分无足

一 勸進所ヨリ月引五升、今ハ詮分无足(別カ)（鎌倉遺文へ七〇八一）東大寺八幡宮油注文・建長元年）

○實夏參事者、近日凡出仕、公賢窮困絶常篇候間、詮分不加扶持候、仍定不合期候歟、

(園太曆・貞和三年十一月二十三日)

○彼卿云、其條委細猶不能之間之上(私補歟)、於先規者曾不存知之上、如時服詮分不相具之旨(園カ)、今日出仕申出之條、更不可

叶、(園大曆・觀応二年十二月二十二日)

「詮分」という言葉はこれまでの調査では、中国の文献には見出せず、日本の古辞書にもその記載例を見出せないようである。類聚名義抄・色葉字類抄に記載される訓をもとに「詮分」の訓詁を試みるにも、文脈に沿った訓詁は難しい。文脈から解釈するに、「明月記」の一例目は、四人の外は「ことごとく他人を止められる」という意味、二・四例目は、用途が「ことごとく闕如する」という意味、三例目は、神宮の事について「まったく御成敗がない」という意味ととらえることができる。古文書の例は、収益としての油の分量が示されているが、そのうちの三カ所については「ことごとく無足なり」、つまり収益が全くないことを述べている。「園太曆」では、下に打ち消し表現を伴い、「まったく扶持を加えず」「まったく相具さず」という意味にとることができる。このような意味に解釈できるとするならば、「詮分」の意味は「全分」の意味と一致してくるのである。古文書に見られる「無足」という言葉に注目するならば、次のような例を指摘できる。

○乍歎此七八年令勤仕候畢、而自本被宛置廷弱之供料、猶不足候、其内又如此相分候、就中、當年全分罷成無足候、

(鎌倉遺文へ一一四五七) 法印教阿書状・文永十年)

この例では、「当年は、ことごとく無足にまかりなり候」とあり、今年は収益が全くなつてしまつたという文脈で、「全分；無足」という言葉が使われている。すなわち、「詮分無足」と「全分無足」とは同じ事を述べたものと解釈できるのである。とすれば、「詮分」とは「全分」の宛字の可能性が高くなつてくる。ちなみに、統群書類従完成会刊の「園太曆」校注者は、右の二例の「詮分」について「全分」かとの注記を施されている。⁽⁵⁾まさにその注記は妥当なものであろう。なお「園太曆」にはもう一例、次のような「詮分」の例が見られる。

○三條元大納言送状云、御幸事御心苦、御共人詮分無之由被仰下候間、實音沙汰進了、予牛童古法丸來云、…去夜今朝無供御用意、仍自仙洞女房沙汰進之云々、不便事歟、(文和元年閏二月二十二日)

校注者は、「詮分」の「分」に対して「方カ」と注記を施し、本例については「全分」と解釈されていないようである。しかし、「詮分」が「全分」の宛字であるという考えに立つならば、御幸の供人が「まつたくいない」という事情を大納言が伝えたことになり、牛童の報告「去夜今朝無供御用意」とも矛盾なく結びついて解釈できる。

このように、「明月記」「園太曆」等に見られる「詮分」は、「全分」の宛字と考えることによつてその文脈上の意味を解釈することが可能である。ここで問題として浮かび上がるのは、その読み方である。古辞書の記載によれば、「全分」は「ゼンブン」と読まれており、呉音で読まれたことがわかる。⁽⁶⁾中国の仏典によつて日本にもたらされ、鎌倉時代を通じて僧侶中心に用いられた言葉であつたことからすれば、呉音で読まれることに問題はないようである。しかし、「詮分」が「全分」の宛字であるとすれば、必ずしも呉音で読まれたものとはかりは言えなくなる。韻鏡によれば「全」字は山撰濁音字であつて、漢音では清音、呉音では濁音である。これに対して「詮」字は山撰次清字であり、漢音呉音の区別なく清音である。すなわち、「全分」が漢音で「ゼンブン」と発音されることがあり、⁽⁷⁾その発音を反映するものとして「詮分」という宛字がおこなわれたものと解釈されるのである。宛字によつて、当時の清濁の問題を明確にするものとして、「無実」の宛字である「無失」、「殿下」の宛字である「天下」があることは既に知られている。⁽⁸⁾ただ、この「全分」は、

文明本節用集等で吳音読されていることから、この時代総て漢音で読まれていたか否かは明らかではない。今は、漢音で読まれることもあった証としてこの「詮分」を考えてみたい。

なお、本字「全」に対して、宛字「詮」が画数の多い複雑な文字となつてゐることの問題がある。一般的に宛字の方が画数の少ない簡略な文字が選ばれそうであるが、具体的な資料によると、そういう例ばかりではないようである。「中山法華経寺本三教指帰注」には次のような、本字より宛字の方が画数の多い例がある。⁽⁹⁾

(本字)

(宛字)

韋昭

韋照

卞和

篇花

比干

彼漢

易牙

易賀

留侯

流喉

巢父

相舞

仁義

仁儀

何故「全」字に対して「詮」字が宛てられたのか、今後検討してゆく必要があるが、右のような例からして画数の多い「詮」字が宛てられたことも特異な例ではないように思われる。更に、「明月記」「園太曆」そして古文書にも「詮分」の例があることから、「全分」の宛字としての「詮分」はその使用において、ある程度の広がりをも有していたものと理解される。

むすび

国語における漢語副詞について考究するための一段階として、中世に打ち消し表現を伴って使用される漢語副詞のうち、「全分」を取り上げて考察してきた。その結果、中国においては、漢籍と仏典でその意味・用法に大きな差異があること。日本には、仏典・仏典注釈書によつて「全分」がもたらされ、平安時代には専ら仏教用語として使用され、専門用語的な性格を有していたことが明らかになった。中世以降、意味変化して副詞的に使用されるようになるが、その変化は先ず「ことごとく」の意味から、やや遅れて打ち消し表現を伴う「まったく」という陳述副詞の用法に至る。しかし、「全分」を使用するのは鎌倉時代を通して僧侶を中心とした人々であったことがわかった。又、「全分」は「詮分」という宛字でも用いられ、呉音読だけではなく、漢音読されることもあったであろうことを述べた。

本稿は、これまでに得られた「全分」「詮分」の例をもとに述べたものであるが、その用例数は多いとは言えない。既に述べたように、僧侶を中心とした使用という偏った位相を持つものであるが、用例数の少なさはいたしかたのないものではあるが、なお用例を採集して論の補強にとめたいと思う。又、宛字について述べるに至ったが、資料として用いたものが活字本であることが問題として残される。活字本使用における危険性を十分に認識した上で、今後は原本・影印本を調査して正確を期してゆきたい。

注

- (1) 田村芳朗「天台本覚思想概説」、日本思想大系『天台本覚論』（岩波書店・昭和四八年一月）所収による。
- (2) 高橋貞一『訓読玉葉 第八卷』（高科書店・平成二年七月）による。
- (3) 和語副詞「全く」の意味・用法の変化については、拙稿「堅固」の意味・用法について（鎌倉時代語研究第一六輯・平成五年五月）を参照されたい。

(4) 類聚名義抄(観智院本)には「ツブサニ・アキラカナリ・アラハス・マタシ」の訓が見え、色葉字類抄には「ハカル・トム・ヲシフ・タヒラカニ・タヒラ・ツク・マジハル・エラブ・アキラカニ」の訓が見られる。

(5) 卷一〜三は岩橋小弥太・齊木一馬氏校注。卷四は岩橋小弥太・村田正志・永島福太郎氏校注。

(6) 文明本節用集・新刊節用集大全・広益二行節用集による。

(7) 「全分」を漢音で読んだ場合にも「分」は連濁によって「ブン」と発音されたものと考えている。

(8) 小林芳規「国語史研究資料としての中山法華経寺本三教指帰注」『中山法華経寺本三教指帰注総索引及び研究』(武蔵野書院・昭和五五年八月)所収。

(9) 注8文献。

(付記) 本稿は、平成七年度鎌倉時代語研究会夏期研究集会(平成七年八月十二日)において、口頭発表したものをもとにまとめられたものである。席上またその他の機会に、小林芳規先生・沼本克明氏・鈴木恵氏・佐々木勇氏に有益な御意見を賜った。記してお礼申し上げます。